

福島国際研究教育機構研究職員給与規程

令和5年規程第23号

令和5年4月1日

令和5年7月3日

令和5年12月25日

令和6年2月14日

令和6年12月11日

令和7年1月17日

令和7年3月25日

令和7年8月25日

最終改正 令和8年2月6日

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 給与（第4条～第25条）
- 第3章 給与の特例（第26条～第32条）
- 第4章 雑則（第33条）
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第125条の規定に基づき準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第2項の規定に基づき、福島国際研究教育機構職員就業規則（令和5年規程第19号。以下「就業規則」という。）の適用を受ける職員のうち、研究者（研究開発の補助を行う人材を含む。）及び技術者（以下「研究職員」という。）に対する給与の支給の基準を定めることを目的とする。

(給与の区分)

第2条 研究職員の給与は、年俸及び諸手当とする。諸手当は、管理職手当、職務手当、扶養手当、地域異動手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、寒冷地手当、在宅勤務等手当とする。

(給与の支給方法)

第3条 研究職員の給与は、法令等の規定により、研究職員の給与から控除すべき金額を控除し、その控除後の額を研究職員に直接現金で支給する。

2 前項の規定にかかわらず、研究職員から申し出があった場合は、その者に対する給与をその者の預金又は貯金への振込みの方法によって支給する。

第2章 給与

(年俸)

第4条 年俸は、年俸（固定給）及び年俸（業績給）とする。ただし、これにより難しい場合には理事長が個別に決定する。

2 年俸（固定給）は、研究職員の能力及び経験並びに職務の複雑、困難及び責任の度等を総合的に勘案し、別表第1に定める範囲で理事長が決定する。

3 年俸（業績給）は年額とし、別表第2に定める基礎額に直近1年間の業績を踏まえ理事長が決定する成績率を乗じて得た額とする。なお、成績率は、業績が標準の場合は1.00とし、業績が標準を超える場合は1.00を超える率とし、業績が標準に満たない場合は1.00未満の率とする。

(年俸の支給定日)

第5条 前条第1項ただし書きに定める年俸及び前条第2項に定める年俸（固定給）は、12で除して得た額（以下「年俸月額」という。）を支給定日に支給する。

2 年俸月額の支給定日は、毎月16日とする。

3 前項に規定する支給定日が、就業規則第24条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その月の15日以降の日のうち、その日に最も近い休日以外の日を支給定日とする。

4 前条第3項に定める年俸（業績給）の支給は年1回とし、支給日は、理事長が別に定める日とする。

(年俸月額の日割り計算)

第6条 新たに研究職員となった者には、その日から年俸月額を支給し、昇給、降給等により年俸月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた年俸月額を支給する。

- 2 研究職員が退職（死亡による退職を除く。）し、又は解雇されたときは、その日まで年俸月額を支給する。
- 3 研究職員が死亡したときは、その月まで年俸月額を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により年俸月額を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その年俸月額は、その期間の現日数から休日並びに就業規則第32条第1項の規定により当該日と振り替えられた休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(管理職手当)

第6条の2 管理職手当は、月額とし、理事長が別に指定する監督又は管理の地位にある役職を占める職員（以下「管理監督職員」という。）に対して、その特殊性に基づき支給する。

- 2 前項の管理職手当の月額は、管理監督職員の属する職制における最高の号俸の年俸月額の100分の25を超えないものとする。
- 3 第5条及び前条の規定は、前各項による管理職手当の支給について準用する。この場合において、第5条及び前条中「年俸月額」とあるのは「管理職手当」と読み替えるものとする。

(職務手当)

第7条 職務手当は、月額とし、理事長が定める職務にある研究職員に対しその職務に応じ、理事長が定める額を支給する。

- 2 第5条第2項、第3項及び第6条の規定は、前項による職務手当の支給について準用する。この場合において、第5条第2項及び第6条中「年俸月額」とあるのは「職務手当」と読み替えるものとする。

(扶養手当)

第8条 扶養手当は、扶養親族のある研究職員（分野長の役職を占める研究職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（第3項において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、理事長が別に定める研究職員に対しては、支給しない。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその研究職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
 - (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (5) 重度心身障害者

- 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については一人につき13,000円、扶養親族たる父母等については一人につき6,500円（福島国際研究教育機構職員給与規程（令和5年規程第22号。以下「職員給与規程」という。）第11条第3項に規定する8級職員に相当すると認められる者（理事長が別に定める研究職員を除く。以下「8級相当研究職員」という。）にあつては、3,500円）とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第9条 削除

（地域異動手当）

- 第10条 理事長が別に定める地域に在勤する国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条に規定する一般職に属する国家公務員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第1項に規定する地方公務員又は理事長が別に定める独立行政法人等の研究職員（以下「国家公務員等」という。）であった者が計画的な人事交流等により本規程の適用を受ける研究職員（分野長の役職を占める研究職員を除く。以下この条において同じ。）となった場合（これらの研究職員が当該研究職員となった日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると理事長が認める場合に限る。）において、年俸月額、管理職手当、職務手当及び扶養手当の月額の合計額に理事長が別に定める割合を乗じて得た月額の地域異動手当を支給する。
- 2 第5条第2項、第3項及び第6条の規定は、前項の規定による地域異動手当の支給について準用する。この場合において、第5条第2項及び第6条中「年俸月額」とあるのは「地域異動手当」と読み替えるものとする。

（広域異動手当）

- 第11条 研究職員（分野長の役職を占める研究職員を除く。以下この条において同じ。）がその在勤する福島国際研究教育機構（以下「機構」という。）の事務所を異にして異動した場合又は研究職員の在勤する機構の事務所が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき理事長が別に定めるところにより算定した機構の事務所間の距離（異動等の日の前日に在勤していた機構の事務所の所在地と当該異動等の直後に在勤する機構の事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と機構の事務所との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する機構の事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と機構の事務

所との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と機構の事務所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として理事長が別に定める場合を含む。)は、当該研究職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、年俸月額、管理職手当、職務手当及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る事務所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた機構の事務所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として理事長が別に定める場合は、この限りでない。

(1) 300キロメートル以上 100分の10

(2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる研究職員のうち、当該支給に係る異動等(以下この項において「当初広域異動等」という。)の日から3年を経過する日までの間の異動等(以下この項において「再異動等」という。)により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となる時にあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

3 国家公務員等であった者から計画的な人事交流等により引き続き本規程の適用を受ける研究職員となった者又は異動等に準ずるものとして理事長が別に定めるものがあつた研究職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたものには、理事長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。

4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる研究職員が、前条の規定により地域異動手当を支給される研究職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域異動手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域異動手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

5 第5条第2項、第3項及び第6条の規定は、前各項の規定による広域異動手当の支給について準用する。この場合において、第5条第2項及び第6条中「年俸月額」とあるのは「広域異動手当」と読み替えるものとする。

(住居手当)

第12条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する研究職員(分野長の役職を占める研究職員を除く。以下この条において同じ。)に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている研究職員(理事長が別に定める研究職員を除く。)

- (2) 第14条第1項の規定により単身赴任手当を支給される研究職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅（理事長が別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの
- 2 住居手当の月額、次の各号に掲げる研究職員の区分に応じ、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する研究職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。
- (1) 前項第1号に掲げる研究職員 次に掲げる研究職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
- イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている研究職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
- ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている研究職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額
- (2) 前項第2号に掲げる研究職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 第5条第2項、第3項の規定は、前各項による住居手当の支給について準用する。この場合において、第5条第2項中「年俸月額」とあるのは「住居手当」と読み替えるものとする。ただし、年俸月額の支給定日までに住居手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

(通勤手当)

第13条 通勤手当は、次に掲げる研究職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする研究職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である研究職員以外の研究職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる研究職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車（機構の所有に属するものを除く。）（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする研究職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である研究職員以外の研究職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる研究職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする研究職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である研究職員以外の研究職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により

通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる研究職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる研究職員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出した当該研究職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下次項及び第5項において「運賃等相当額」という。）

(2) 前項第2号に掲げる研究職員 支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて理事長が定める額（第25条の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び育児・介護休業等規程第22条の規定による勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して理事長が別に定める研究職員に限る。）にあっては、その額から、その額に理事長が別に定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(3) 前項第3号に掲げる研究職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

3 研究職員への採用、機構の事務所を異にする異動又は在勤する機構の事務所の移転に伴い、所在する地域を異にする機構の事務所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった研究職員で理事長が別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる研究職員で、当該採用、異動又は機構の事務所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号及び第5項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出した当該研究職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 第1項第2号又は第3号に掲げる研究職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が理事長が定める要件を満たすものに限る。第1号及び第8項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（理事長が定める研究職員を除く。）の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として理事長が定める額

- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額
- 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第1号に定める額の合計額が150,000円を超える研究職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該研究職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
 - 6 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の第5条第2項に規定する年俸月額を支給定日に支給する。ただし、支給定日までに通勤手当に係る事実が確認できない等のため、支給定日に支給することができないときは、支給定日後に支給することができる。
 - 7 通勤手当を支給される研究職員につき、退職し、又は解雇にされた場合その他の理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該研究職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。
 - 8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が別に定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

(単身赴任手当)

- 第14条 研究職員への採用、機構の事務所を異にする異動又は在勤する機構の事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった研究職員で、当該採用、異動又は機構の事務所の移転の直前の住居から当該採用、異動又は機構の事務所の移転の直後に在勤する機構の事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする研究職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する機構の事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。
- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（理事長が別に定めるところにより算定した研究職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が別に定める距離以上である研究職員にあつては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額）とする。
 - 3 第5条第2項、第3項の規定は、前各項による単身赴任手当の支給について準用する。この場合において、第5条第2項中「年俸月額」とあるのは「単身赴任手当」と読み替えるものとする。ただし、年俸月額の支給定日までに単身赴任手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

(特殊勤務手当)

第15条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を年俸で考慮することが適当でないと認められるものに従事する研究職員（分野長の役職を占める研究職員を除く。以下この条において同じ。）には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における年俸月額を支給定日に支給する。ただし、勤務時間の報告が遅れる等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

（給与の減額）

第16条 研究職員が勤務しないときは、就業規則第31条に規定する代替休暇、休日（同規則第32条第1項の規定により当該日と振り替えられた休日を含む）である場合及び休暇による場合並びに同規則第33条から第35条の規定により請求があった場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（超過勤務手当）

第17条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた研究職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じた割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

（1）正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 100分の125

（2）前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 育児短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じた割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた研究職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150

（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 分野長の役職を占める研究職員又は管理監督職員にあっては、前項までに掲げる超過勤務手当を支給しない。ただし、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合、勤務1時間につき第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を支給する。

5 超過勤務手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における年俸月額を支給定日に支給する。ただし、勤務時間の報告が遅れる等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

第18条 削除

(夜勤手当)

第19条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた研究職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

- 2 夜勤手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における年俸月額を支給定日に支給する。ただし、勤務時間の報告が遅れる等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

(勤務1時間当たりの給与額等の算出における端数計算)

第20条 第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第17条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日給又は夜勤手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額等の算出)

第21条 第16条から第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、年俸月額並びに年俸月額に対する地域異動手当及び広域異動手当の月額並びに管理職手当、職務手当、特殊勤務手当、寒冷地手当及び在宅勤務等手当の月額の合計額を1年間における1月平均所定労働時間数で除した金額とする。

(宿日直手当)

第22条 宿日直勤務（次項の勤務を除く。）を命ぜられた研究職員（分野長の役職を占める研究職員を除く。以下この条において同じ。）には、その勤務一回につき、理事長が別に定める額を宿日直手当として支給する。

- 2 前項の勤務は、第17条から第19条までの勤務には含まれないものとする。
- 3 午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合に、勤務1時間につき支給される第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額は、第1項に規定する宿日直手当の額に含むものとする。
- 4 宿日直手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における年俸月額を支給定日に支給する。ただし、勤務時間の報告が遅れる等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

(管理職員特別勤務手当)

第23条 管理監督職員が臨時又は緊急の必要その他の機構が行う事務及び事業の運営の必要により休日（就業規則第32条第1項の規定により振り替えられた休日を含む。次項において「休日等」という。）に勤務をした場合は、当該研究職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から午前5時までの間（休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該研究職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して理事長が別に定める勤務をした研究職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。
 - (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額
 - (2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額
- 4 管理職員特別勤務手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における年俸月額を支給定日に支給する。ただし、勤務時間の報告が遅れる等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

(寒冷地手当)

第24条 研究職員（分野長の役職を占める研究職員を除く。以下この条において同じ。）のうち、毎年11月から翌年3月までの各月の初日において理事長が定める地域に在勤する研究職員（以下この条において「支給対象研究職員」という。）に対しては、理事長が定める額の寒冷地手当を支給する。

- 2 次の各号に掲げる研究職員のいずれかに該当する支給対象研究職員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
 - (1) 第27条第2項、第3項又は第5項の規定により給与の支給を受ける研究職員 前項の規定による額にその者の俸給の支給について用いられた同条第2項、第3項又は第5項の規定による割合を乗じて得た額
 - (2) 附則第2条の規定の適用を受ける研究職員 前項の規定による額からその半額を減じた額
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、次の区分に掲げる研究職員 零
 - イ 就業規則第66条第1項第4号の規定により停職にされている研究職員
 - ロ 就業規則第10条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされている研究職員
 - ハ 就業規則第10条第1項の規定により休職にされている研究職員（前号に掲げる研究職員を除く。）のうち、第27条の規定に基づく給与の支給を受けていない研究職員
 - ニ 福島国際研究教育機構職員育児休業・介護休業等規程（令和5年規程第31号。以下「育児・介護休業等規程」という。）第4条の規定により育児休業をしている研究職員
 - ホ 就業規則第44条第1項の規定により配偶者同行休業をしている研究職員
 - ヘ 就業規則第45条第1項の規定により自己啓発等休業をしている研究職員
 - ト 本邦外にある研究職員（「扶養親族のある研究職員」に該当する研究職員を除く。）

- 3 支給対象研究職員が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象研究職員の寒冷地手当の額は、前2項の規定にかかわらず、第1項の規定による額を超えない範囲内で、第6条を準用して算定した額とする。
 - (1) 基準日において前項各号に掲げる研究職員のいずれにも該当しない支給対象研究職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる研究職員のいずれかに該当する支給対象研究職員となった場合
 - (2) 基準日において前項各号に掲げる研究職員のいずれかに該当する支給対象研究職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる研究職員のいずれにも該当しない支給対象研究職員となった場合
 - (3) 前2号に掲げる場合に準ずる場合として理事長が定める場合
- 4 第5条第2項、第3項及び第6条の規定は、第1項の規定による寒冷地手当の支給について準用する。この場合において、第5条第2項、第3項及び第6条中「年俸月額」とあるのは「寒冷地手当」と読み替えるものとする。

(在宅勤務等手当)

- 第25条 住居その他これに準ずるものとして理事長が別に定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他理事長が別に定める時間を除く。）の全部を勤務することを、理事長が別に定める期間以上の期間について一箇月当たり平均10日を超えて承認又は命ぜられた職員（分野長の役職を占める研究職員を除く。）には、在宅勤務等手当を支給する。
- 2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。
 - 3 在宅勤務等手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における俸給の支給定日に支給する。ただし、勤務時間の報告が遅れる等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

第3章 給与の特例

(育児短時間勤務職員についての特例)

- 第26条 育児短時間勤務職員に対する第4条第1項の適用については、同項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の年俸月額は、その者の受ける額に、育児・介護休業等規程第23条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を就業規則第23条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」と読替える。

(休職者等の給与)

- 第27条 研究職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第10条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与の全額（労働基準法第76条による休業補償及び労働者災害補償保険法第14条の規定による休業補償給付を受ける額並びに労働者

災害補償保険特別支給金支給規則（昭和49年労働省令第30号）第3条による休業特別支給金を受ける額を除く額。）を支給する。

- 2 研究職員が結核性疾患にかかり就業規則第10条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに年俸月額、扶養手当、地域異動手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 研究職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第10条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに年俸月額、扶養手当、地域異動手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 研究職員が就業規則第10条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに年俸月額、扶養手当、地域異動手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 研究職員が就業規則第10条第1項第3号から第8号に定める場合に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、理事長が別に定めるところにより、これに年俸月額、扶養手当、地域異動手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 6 就業規則第10条の規定により休職にされた研究職員には、他の規程に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

（育児休業等研究職員の給与）

第28条 育児休業（育児・介護休業等規程第3条第1項第1号に規定する育児休業をいう。以下同じ。）をしている期間については、給与を支給しない。

- 2 育児休業をした研究職員が職務に復帰した場合におけるその者の年俸については、部内の他の研究職員との権衡上必要と認められる範囲内において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 3 研究職員が育児・介護休業等規程第3条第1項第9号に規定する託児時間により勤務しない場合には、第16条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（介護休業等研究職員の給与）

第29条 介護休業（育児・介護休業等規程第3条第1項第7号に規定する介護休業をいう。）及び介護時間（育児・介護休業等規程第3条第1項第10号に規定する介護時間をいう。）については第16条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

（兼業等の許可を受けた研究職員の給与）

第30条 就業規則第18条第1項の規定による許可に基づき研究職員が勤務時間内に兼業を行い、兼業先から謝金その他報酬を受け取る場合には、第16条

の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(給与の非常時支給)

第31条 機構は研究職員が研究職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、結婚、死亡又はやむを得ない事由により1週間以上にわたって帰郷する場合の費用に充てるために請求する場合には、支給定日前であっても、既往の労働に対する給与を支払わなければならない。

(端数の取扱い)

第32条 この規程により計算した第2条に規定する各給与項目ごとに1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。

第4章 雑則

(雑則)

第33条 この規程に定めるもののほか、研究職員の給与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(年俸月額半減)

第2条 当分の間、第16条の規定にかかわらず、研究職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止（就業規則第56条第1項の規定によるものに限る。）の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、年俸月額半額を減ずる。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

第1条 この規程は、令和5年12月25日から施行する。ただし、本則第25条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

(報酬の内払)

第2条 令和5年4月1日からこの規程の施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この規程による給与の内払とみなす。

附 則

この規程は、令和6年2月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

第1条 この規程は、令和7年1月17日から施行する。

2 本則第10条及び第25条の規定は令和6年4月1日から施行する。

3 本則第8条、第9条、第12条、第13条、第23条、第24条、別表第1及び別表第2の規定は令和7年4月1日から施行する。

(報酬の内払)

第2条 令和6年4月1日からこの規程の施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この規程による給与の内払とみなす。

(級の切り替え)

第3条 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において本規程別表第1の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が下表旧欄に掲げられている職務の級であったものの切替日における級は、下表新欄に定める級における同号俸とする。

旧	新
PI	研究職4級
准PI	研究職3級
助PI	研究職2級
ポスドク研究員	研究職1級
研究補助員	研究補助
高度専門人材(RA等)	専門職2級
専門人材(RA等)	専門職1級

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第4条 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における本則第8条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、福島国際研究教育機構職員給与規程(令和5年規程第22号。以下「職員給与規程」という。)第11条第3項に規定する8級職員に相当すると認められる者(理事長が別に定める研究職員を除く。以下「8級相当研究職員」という。)に対しては」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「(福島国際研究教育機構職員給与規程(令和5年規程第22号。以下「職員給与規程」という。)第11条第3項に規定する8級職員に相当すると認められる者(理事長が別に定める研究職員を除く。以下「8級相当研究職員」という。))とあるのは「8級相当研究職員」と、「とする」とあるのは、「前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年8月25日から施行する。ただし、本則第17条及び第18条の規定は、施行後最初に支給する給与から適用する。

附 則

(施行期日等)

第1条 この規程は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、令和8年3月1日から施行する。

2 第4条の規定の施行の前日に同条の規定の適用を受けている研究職員に係る別表第1及び別表第2の適用については、施行の前日において有効に存する雇用契約の契約期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。

3 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における本則第13条第2項第2号の規定の適用については、同条同項同号ハ中「7,100円」とあるのは「7,300円」と、同条同項同号ニ中「10,000円」とあるのは「10,400円」と、同条同項同号ホ中「12,900円」とあるのは「13,500円」と、同条同項同号ヘ中「15,800円」とあるのは「16,600円」と、同条同項同号ト中「18,700円」とあるのは「19,700円」と、同条同項同号チ中「21,600円」とあるのは「22,800円」と、同条同項同号リ中「24,400円」とあるのは「25,900円」と、同条同項同号ヌ中「26,200円」とあるのは「29,100円」と、同条同項同号ル中「28,000円」とあるのは「32,300円」と、同条同項同号ヲ中「29,800円」とあるのは「35,500円」と、同条同項同号ワ中「31,600円」とあるのは「38,700円」とする。

4 前項の適用に伴う差額の支給日は、令和8年2月の俸給の支給定日とする。

別表第1 年俸(固定給)の年額(第4条第2項関係)

(千円)

	研究職 4級	研究職 3級	研究職 2級	研究職 1級	研究・専門 技術補助	専門職 4級	専門職 3級	専門職 2級	専門職 1級
--	-----------	-----------	-----------	-----------	---------------	-----------	-----------	-----------	-----------

1号俸	10,500	8,628	5,256	4,404	3,204	11,184	8,004	6,612	5,256
2号俸	13,392	11,004	6,312	5,280	3,528	13,980	9,204	7,272	5,628
3号俸	17,076	14,028	7,572	6,336	3,876	17,472	10,584	8,004	6,048
4号俸	21,768	17,880	9,084	7,608	4,260	21,840	12,180	8,808	6,468
5号俸	27,756	22,800	10,896	9,132	4,692	27,300	14,004	9,684	6,960
6号俸	35,388	29,076	13,080	10,956	5,160	34,128	16,104	10,656	7,452
その他	1～6号俸により難い場合には、理事長が個別に決定。								

別表第2 年俸（業績給）の基礎額（第4条第3項関係）

	年俸（業績給）の基礎額
研究職4級	年俸（固定給） × 4/12
研究職3級	
研究職2級	
研究職1級	年俸（固定給） × 3/12
研究・専門技術補助	
専門職4級	年俸（固定給） × 4/12
専門職3級	
専門職2級	
専門職1級	年俸（固定給） × 3/12